

1. テキスト

「内部知覚について」95頁3行目から97頁4行目まで

2. テキスト要約

「判断の主語となつて、述語とはならないもの」とは「何處までも限定せられたるもの」であり、「一あつて二なき個物」でなければならない。この「個物」は「一般的なるもの」とは違い、述語となすことができない。なぜなら、個物を述語にしようとしても、それは「唯自同的判断の形に於て自己自身の述語となり得るだけ」だからである。

例えば、“彼女は人に親切にする”や“人は愚かだ”といった文においては“人”という「一般的なるもの」が使われている。“人”のような一般概念は主語とも述語ともなすことができる。一方で“この人はピアノが上手い”といった文においては“この人”という個物は主語となされている。これを述語となすことを試みると、“ピアノが上手いのはこの人である”“授業に遅刻したのはこの人である”といったように、述語が主語を説明し、主語が述語を説明するという形でしか文が成立し得ない。

“この人”のような個体概念の根底には「何等かの意味に於て非合理的なるものの直覚」があり、一方で「合理的なるものは一般的であり、非実在的である」。一般概念が「非実在的」であるというのは、一般概念自体はあくまで想起しているものであり、それ自体が動作することがないということである。“人”という概念自体は決して歩かないし、話すこともない。反対に、個体概念は実在的である。“この人”という個体概念が指し示す人物は実際にピアノを上手に弾くという動作を行うし、遅刻することもあり得る。

前段落で「何等かの意味に於て非合理的なるものの直観」という部分を引用したが、ここにおける直覚とは「我と物との一致、知るものと知られるものとの合一」である。ただし、この「一致」「合一」という言葉は主客対等を意味しているものではない。「直覚の真の意義は我が物の中に没入することであり、客観の中に主観が含まれていることでなければならぬ」。客観の中に主観があり、「客観の中に自己を見出す」のである。この客観というのは、主観を崩される体験を通じて自己がなくなることで見出されるような、思惟を離れた客観のことである。

直覚が概念化されたものが個体概念である。我々は物の性質を判断するとき、直覚を基礎とする。この直覚を判断の形に表したものが自同的判断である。物の性質を判断するとき、自同的判断が物の概念を構成するのである。そして、この判断の統一が要素に分解されるとき、個体は「個体ではなくなる」。何故なら、「思惟によって統一せられるべき材料」となる感覚や知覚に統一性がなければ物の概念は存在し得ないからである。(逆に、「性質的に同じものは一つの不変なるものと考え得る」)

種々なる性質をもった物には、その物の概念が成立しない。このような物の概念が成立するには「時空の上に於ける種々なる感覚的性質の間に、不変なる関係が見られなければならぬ」。例として正三角形を挙げる。“正三角形はすべての辺の長さが等しい”といったように、そこには時空を超えた不変の定義がある。このような「不変あるもの」は「直覚せられたるものでなければならぬ」。正三角形のような図形(赤や青といった色もそうかもしれない)は「抽象的思惟によって分つことができるが、具体的知覚としては離すことはできない」。正三角形や赤色を思い浮かべることができるが、実際に物を見たり触ったりするときには我々は図形や色なしに物の性質を判断することができないのである。

このような統一の根底には直覚されたものがある。我々が主語となすものはこの統一であり、述語となすものは種々の属性である。主語となる統一は“質料”であり、述語となる種々の属性は“形相”である。形相を不変と考えることもできれば、質料を不変と考えることもできるであろう。どちらがウーシアの原因となるにしても、その基礎には両者の

統一がなければならない。

3. 哲学的問い

不変なるものとは何であるか。